

国際協力機構  
環境社会配慮ガイドライン

2022 年 1 月

独立行政法人 国際協力機構  
(JICA)

|   |    |
|---|----|
| 序.....                                  | 1  |
| I. 基本的事項.....                           | 3  |
| 1.1 理念 .....                            | 3  |
| 1.2 目的 .....                            | 4  |
| 1.3 定義 .....                            | 4  |
| 1.4 環境社会配慮の基本方針 .....                   | 5  |
| 1.5 JICA の責務 .....                      | 6  |
| 1.6 相手国等に求める要件 .....                    | 7  |
| 1.7 対象とする協力事業 .....                     | 7  |
| 1.8 緊急時の措置 .....                        | 7  |
| 1.9 普及と運用.....                          | 7  |
| 1.10 環境社会配慮助言委員会 .....                  | 7  |
| II. 環境社会配慮のプロセス .....                   | 8  |
| 2.1 情報の公開.....                          | 8  |
| 2.2 カテゴリ分類 .....                        | 8  |
| 2.3 環境社会配慮の項目 .....                     | 9  |
| 2.4 現地ステークホルダーとの協議.....                 | 10 |
| 2.5 社会環境と人権への配慮 .....                   | 10 |
| 2.6 参照する法令と基準 .....                     | 10 |
| 2.7 環境社会配慮助言委員会による助言 .....              | 11 |
| 2.8 JICA の意思決定 .....                    | 11 |
| 2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保 .....            | 12 |
| 2.10 ガイドラインの適用と見直し .....                | 12 |
| III. 環境社会配慮の手続き .....                   | 14 |
| 3.1 協力準備調査 .....                        | 14 |
| 3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト .....      | 15 |
| 3.3 開発計画調査型技術協力 .....                   | 18 |
| 別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 .....         | 22 |
| 別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書.....        | 26 |
| 別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター特性、影響を受けやすい地域の例示.. | 28 |
| 別紙 4 スクリーニング様式.....                     | 29 |
| 別紙 5 現地ステークホルダーとの協議.....                | 33 |
| 別紙 6 チェックリストにおける分類チェック項目 .....          | 35 |
| 別紙 7 モニタリングを行う項目 .....                  | 36 |

## 国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン

### 序

#### 【環境・社会を包摂した持続可能な開発のための 2030 アジェンダ】

1. 環境問題への世界的な関心の高まりを受けて、1992 年の国連環境開発会議では、持続可能な開発の達成に向けた基本原則及び行動計画アジェンダ 21 が合意された。
2. また、1948 年に採択された世界人権宣言は、人権及び自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準を定めた。近年では、2011 年に「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合『保護、尊重及び救済』枠組実施のために」が国連人権理事会の関連の決議において全会一致で支持された。
3. このような環境や人権に対する取り組みを包摂して国際的に統一された開発目標を策定する動きが促進され、2015 年 9 月、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、持続可能な開発のための 2030 アジェンダが国連サミットで採択された。
4. 我が国は「誰ひとり取り残されない」社会を実現するため、人間の安全保障の理念に基づき、世界の国づくりと人づくりに貢献する方針を世界に示している。

#### 【気候変動】

5. とりわけ、気候変動については 2021 年 8 月公表の IPCC 報告書において「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことに疑う余地がない」旨が記載された。近年、気候変動が一因と考えられる異常気象及びその影響が世界各地で発生しており、世界全体で気候変動の緩和と適応を進めることが喫緊の課題となっている。
6. 国際社会は、2015 年の国連気候変動枠組条約締約国会議にて採択されたパリ協定に基づき、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも 2℃高い水準を十分に下回るものに抑えるとともに、1.5℃高い水準までのものに制限するべく、脱炭素社会への移行に向けた努力を行っている。
7. この中で我が国は、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」や「2050 年カーボンニュートラル」宣言等に基づき、脱炭素社会の実現を目指しており、様々な方策においてこれを推進している。

#### 【環境アセスメント】

8. 政府開発援助(以下「ODA」という)の実施にあたっては、1985年にOECDが「開発援助プロジェクト及びプログラムに係る環境アセスメントに関する理事会勧告」を採択して以来、世界銀行などの多国間援助機関や主要な二国間援助機関が環境社会配慮の制度を策定・公開し、運用している。

#### 【JICA 環境社会配慮ガイドライン】

9. 独立行政法人国際協力機構法の改正法施行(2008年10月)により、独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という)が日本のODAの実施機関として技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担うこととなったことから、2010年に「JICA 環境社会配慮ガイドライン」が策定された。
10. JICAは、その業務方法書と中期計画にJICA 環境社会配慮ガイドラインを指針として業務運営を行う旨規定しており、協力事業について相手国等に対して適切な環境社会配慮の実施を促すとともに環境社会配慮の支援と確認をJICA 環境社会配慮ガイドラインに従い適切に行うとしている。

#### 【改正プロセス】

11. このたび改正された本ガイドラインは、2010年のJICA 環境社会配慮ガイドラインの施行から10年を経て、近年のSDGsや、気候変動の脅威に対する国際社会の対応、環境社会配慮の質の向上に資する取組を踏まえながら見直しの要否を検討し、2022年に改正したものである。
12. 改正にあたっては、環境社会配慮助言委員会から助言を得たほか、学識経験者、NGO、産業界及び政府関係者から構成される「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会」で議論を行うとともに、パブリックコメント募集を行い、透明性と説明責任を確保した。

#### 【その他の取り組み】

13. なお、JICAは、協力事業における環境社会配慮が適切になされるよう促す一方で、環境保全/改善に資するプロジェクトや、温室効果ガス排出削減・吸収増進等、地球環境保全に貢献するプロジェクトは積極的に支援する方針である。
14. また、JICAは、開発途上国における環境社会配慮への対応能力向上への支援についても積極的に取り組む方針である。

## I. 基本的事項

### 1.1 理念

#### 【開発協力大綱】

1. 我が国の開発協力大綱は、個人の保護と能力強化により、恐怖と欠乏からの自由、そして、一人ひとりが幸福と尊厳を持って生存する権利を追求する人間の安全保障の考え方を、我が国の開発協力の根本にある指導理念と位置付けている。
2. また、取り組むべき重点課題として、誰ひとり取り残されない「包摂性」や世代を超えた「持続可能性」および「強靭性」を兼ね備えた「質の高い成長」とそれを通じた貧困削減を実現することが必要であるとしている。
3. そして、開発協力にあたっては、開発に伴う環境や気候変動への影響、および格差是正や社会的弱者への配慮等の観点から社会面への影響に十分注意を払い、多様な関係者の参画に努め、環境と公正性の確保に十分配慮することを定めている。

#### 【質の高いインフラ投資】

4. 近年では、2016年G7伊勢志摩サミットで合意された「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」および2019年G20大阪サミットで承認された「質の高いインフラ投資に関する原則」において、インフラ投資への環境配慮や社会配慮の統合の原則が掲げられ、我が国も同原則を実践していくこととしている。

#### 【JICAが環境社会配慮に取り組む理由】

5. ODAを担うJICAが、相手国等が主体的に取り組む「持続可能な開発」に果たす役割はきわめて重要である。持続可能な開発を実現するためには、開発に伴う環境・社会面のさまざまな費用が開発費用に内部化され、それが意思決定に反映されることを可能とする社会と制度の枠組みが不可欠である。その内部化と制度の枠組みを作ることが、「環境社会配慮」であると考えている。
6. 環境社会配慮を機能させるために不可欠な民主的な意思決定を行うには、基本的人権の尊重に加え、幅広いステークホルダーの意味ある参加、情報の透明性と説明責任及び効率性が確保されることが重要である。関係政府機関には説明責任が強く求められ、あわせてステークホルダーも真摯な発言を行う責任が求められる。
7. 更に、JICAは、人間の安全保障の理念に基づき、誰ひとり取り残されない、包摂的な開発を実現する観点から、開発のあらゆる段階において、女性ほか社会的に脆弱な立場にある地域住民を含む社会の多様なステークホルダーの参画を確保するとともに、ジェンダー平等の達成を後押しする。また、気

候変動に対する国際社会の取組を踏まえて、脱炭素社会への移行に貢献する。

8. このような考えの下、JICA は、開発協力を実施するにあたり、日本政府の方針に沿って、適切な環境社会配慮を行う。

## 1.2 目的

本ガイドラインは、JICA が行う環境社会配慮の責務と手続き、相手国等に求める要件を示すことにより、相手国等に対し、適切な環境社会配慮の実施を促すとともに、JICA が行う環境社会配慮支援・確認の適切な実施を確保することを目的とする。これにより JICA は、JICA が行う環境社会配慮支援・確認の透明性・予測可能性・説明責任を確保することに努める。

## 1.3 定義

1. 「環境社会配慮」とは、人間の健康と安全、自然環境、社会への影響を配慮することをいう。具体的な配慮項目は 2.3 に示す。
2. 「相手国等」とは、プロジェクトに関係する相手国政府(地方政府を含む)、借入人又はプロジェクト実施主体者をいう。
3. 「承認担当省庁」とは、相手国の政府が定めた環境アセスメントに関する法律制度に基づき環境アセスメント報告書に係る承認・許認可を行う権限を有する省庁をいう。
4. 「協力事業」とは、JICA が相手国等に対して行う協力をいう。対象事業は 1.7 に示す。
5. 「プロジェクト」とは、相手国等が実施し、JICA が協力を行う対象の事業をいう。
6. 「環境社会配慮調査」とは、プロジェクトが環境や地域社会に及ぼす又は及ぼすおそれのある影響について調査、予測、評価を行い、その影響を回避・低減させるための計画を提示することをいう。
7. 「環境アセスメント」とは、相手国の制度に基づきプロジェクトが与える環境影響や社会影響を評価し、代替案を検討し、適切な緩和策やモニタリング計画を策定することをいう。
8. 「戦略的環境アセスメント」とは、事業段階の環境アセスメントに対して、その上位段階の意思決定における環境アセスメントのことをいう。事業の前の計画段階やさらにその前の政策段階で行われるものがある。
9. 「環境社会配慮の支援」とは、相手国等に対し、環境社会配慮調査の実施、対応方策の検討、ノウハウの形成、人材の育成等の協力を行うことをいう。
10. 「環境社会配慮の確認」とは、プロジェクトの特性及び国、地域固有の状況を勘案した上で、相手国等の行う環境社会配慮の本ガイドラインの要件の充足内容を確認することをいう。
11. 「スクリーニング」とは、事業特性と地域特性に基づき、環境社会配慮調査の実施が必要か否かの判断を行うことをいう。本ガイドラインでは、協力事業を A・B・C・FI の 4 段階にカテゴリ分類することによりスクリーニングを行う。

12. 「スコーピング」とは、検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定することをいう。
13. 「現地ステークホルダー」とは、事業の影響を受ける個人や団体(非正規居住者を含む)及び現地で活動している NGO をいう。また、「ステークホルダー」とは、現地ステークホルダーを含んだ、協力事業に知見もしくは意見を有する個人や団体をいう。
14. 「環境社会配慮助言委員会」とは、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に対する助言を行う委員会であり、外部専門家からなる第三者的機関のことをいう。
15. 「フォローアップ」とは、開発計画調査型技術協力における環境社会配慮調査の結果が反映されていることを確認することをいう。
16. 「Terms of Reference(TOR)」とは、調査を実行するための一連の管理や手続き及び技術上の必要事項を記載したものをいう。
17. 「Environmental Impact Assessment(EIA)レベル」とは、詳細な現地調査に基づき、代替案、環境社会影響の詳細な予測・評価、緩和策、モニタリング計画の検討等を実施するレベルをいう。
18. 「Initial Environmental Examination(IEE)レベル」とは、既存データなど比較的容易に入手可能な情報、必要に応じた簡易な現地調査に基づき、代替案、環境社会影響の予測・評価、緩和策、モニタリング計画の検討等を実施するレベルをいう。なお、現地調査はプロジェクトの内容に応じて項目や分析の深度が異なる。
19. 「合意文書」とは、JICA が相手国等との間で協力事業の実施を合意する文書をいい、有償資金協力における Loan Agreement(L/A)、無償資金協力における Grant Agreement(G/A)、技術協力プロジェクトや開発計画調査型技術協力における Record of Discussion(R/D)をいう。
20. 「協力準備調査」とは、協力プログラムの形成と、個別案件の発掘・形成及び妥当性・有効性・効率性等の確認を行う調査をいう。
21. 「協力プログラム」とは、特定の開発目標達成を支援するための協力目標とそれを達成するための適切な協力シナリオをいう。
22. 「プロジェクト形成」とは、協力準備調査のうち、有償資金協力、無償資金協力又は技術協力プロジェクトの個別案件の発掘・形成及び妥当性・有効性・効率性等の確認を行うものをいう。
23. 「詳細計画策定調査」とは、事業に関する目標の設定、妥当性等の確認、投入、活動及び規模等、案件の詳細計画を決定することを目的とした調査のうち、外務省による案件採択後に実施されるものをいう。

#### 1.4 環境社会配慮の基本方針

JICA は、プロジェクトの環境社会配慮についての責任は相手国等にあることを前提として、相手国等の開発目的に資するプロジェクトが環境や地域社会に与える影響を回避または最小化し、受け入れることができないような影響をもたらすことがないように、相手国等による適切な環境社会配慮の確保の支援と確認を行う。もって開発途上国の持続可能な開発に寄与する。

JICA は、環境社会配慮の観点から相手国等に求める要件を本ガイドラインで明記し、相手国等がその要件を満たすよう協力事業を通じて環境社会配慮の支援を行う。JICA は、その要件に基づき相手国等の取り組みを適宜確認するとともに、その結果を踏まえて意思決定を行う。

JICA は、以下の 8 項目が特に重要であると認識している。

(重要事項 1:幅広い影響を配慮の対象とする)

JICA は、環境及び社会面の幅広い影響を環境社会配慮の項目とする。

(重要事項 2:早期段階からモニタリング段階まで、環境社会配慮を実施する)

JICA は、マスタープラン等においては、戦略的環境アセスメントを適用する。早期段階からモニタリング段階まで、環境社会配慮が確実に実施されるよう相手国等に働きかける。

(重要事項 3:ミティゲーション・ヒエラルキーに沿った環境社会配慮を確認する)

JICA は、可能な限り環境社会影響を回避し、これが可能でない場合に影響の最小化、軽減、次に緩和し、それでも重大な影響が残る場合に代償が検討されることを確認する。

(重要事項 4:協力事業の実施において説明責任を果たす)

JICA は、協力事業の実施において、説明責任と透明性を確保する。

(重要事項 5:ステークホルダーの参加を求める)

JICA は、現場に即した環境社会配慮の実施と適切な合意の形成のために、ステークホルダーの意味ある参加を確保し、ステークホルダーの意見を意思決定に十分反映する。なお、ステークホルダーからの指摘があった場合は回答する。参加するステークホルダーは、真摯な発言を行う責任が求められる。

(重要事項 6:情報公開を行う)

JICA は、説明責任の確保及び多様なステークホルダーの参加を確保するため、環境社会配慮に関する情報公開を、相手国等の協力の下、積極的に行う。

(重要事項 7:JICA の実施体制を強化する)

JICA は、環境社会配慮が十分かつ効果的に達成されるよう常に留意し、その組織体制と実施能力の強化に努める。

(重要事項 8:迅速性に配慮する)

JICA は、環境社会配慮を行いつつ、事業実施に向けた迅速化の要請に対処する。

## 1.5 JICA の責務

プロジェクトに対する環境社会配慮の主体は相手国等であるが、JICA は、本ガイドラインに沿って相手国等が行う環境社会配慮の支援と確認を、協力事業

の性質に応じて後述のⅡ.環境社会配慮のプロセスとⅢ.環境社会配慮の手続きに従って行う。

#### 1.6 相手国等に求める要件

1. 相手国等は、プロジェクトの計画作成とその実施の決定において、環境社会配慮調査の結果を十分考慮することが求められる。
2. JICA は、協力事業における環境社会配慮の支援と確認を行うに際して、別紙 1 に示す要件を相手国等に求め確認する。また、カテゴリ A 案件において必要とされる環境アセスメント報告書については、別紙 2 に示す項目が満たされることを相手国等に求め確認する。

#### 1.7 対象とする協力事業

1)有償資金協力、2)無償資金協力(国際機関経由のものを除く)、3) 開発計画調査型技術協力、4) 技術協力プロジェクト、及び5)これに類する事業や関連する調査を対象とする。

#### 1.8 緊急時の措置

緊急を要する場合とは、自然災害の復旧や紛争後の復旧支援などで、緊急性が高く本ガイドラインに従った環境社会配慮の手続きを実施する時間がないことが明らかな場合をいう。JICA は、早期の段階において、カテゴリ分類、緊急の判断と実施する手続きを環境社会配慮助言委員会に報告し、その結果を公開する。必要な場合は助言を求める。

#### 1.9 普及と運用

1. JICA は、相手国等に本ガイドラインを説明し、その理解を求める。
2. 環境社会配慮面における国際的な潮流やグッドプラクティスを踏まえた本ガイドラインを解説する「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集」(FAQ)を公表する。FAQ は本ガイドラインの一部を構成するものではないが、運用上において参考とする。

#### 1.10 環境社会配慮助言委員会

JICA は、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために、必要な知見を有する外部の専門家からなる環境社会配慮助言委員会を第三者的な機関として常設する。

## II.環境社会配慮のプロセス

### 2.1 情報の公開

1. プロジェクトの環境社会配慮に係る情報公開は、相手国等が主体的に行うことを原則とし、必要に応じ、JICA は、協力事業によって相手国等を支援する。
2. JICA は、環境社会配慮に関し重要な情報を協力事業の主要な段階で、本ガイドラインに則って適切な方法で自ら情報公開する。
3. JICA は、協力事業の初期段階において、情報公開が確実に行われることを担保するための枠組みについて、相手国等と協議し合意する。
4. 公開すべき情報には、環境社会配慮に関する情報とともに、協力事業本体に関する情報を含む。
5. JICA は、公開を行う情報のほか、第三者に対し、求めに応じて可能な範囲で環境社会配慮に関する情報の提供を行う。
6. JICA は、プロジェクトの環境社会配慮に関する情報が現地ステークホルダーに対して公開・提供されるよう、相手国等に対して積極的に働きかける。
7. JICA の支援を受けて相手国等が現地ステークホルダーとの協議を行う場合において、相手国等は事前に十分な時間的余裕を持って情報公開を行う。その際、JICA は、相手国の公用語又は広く使用されている言語と地域の人々が理解できる様式による資料を相手国等が作成することを支援する。
8. JICA は、情報公開をウェブサイトで日本語、英語、相手国の公用語又は広く使用されている言語により行うとともに、関連する報告書を JICA 図書館、現地事務所等において閲覧に供する。
9. JICA は、競争関係を踏まえ、相手国等の商業上等の秘密には十分配慮し、相手国等から提出される開示対象の環境関連文書には、こうした秘密が含まれないよう相手国等に促すこととともに、相手国等における情報管理に配慮し、相手国等の文書は、相手国等の了解の上で情報公開を行う。なお、合意文書上、情報開示が禁じられる情報については相手国等の同意又は法の要請により情報開示を行う。

### 2.2 カテゴリ分類

1. JICA は、プロジェクトを、その概要、規模、立地等を勘案して、以下 2 から 5 に示すように環境社会影響の程度に応じて 4 種類のカテゴリ分類を行う。
2. カテゴリ A：環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクトはカテゴリ A に分類される。また、影響が複雑であったり、先例がなく影響の予測が困難であるような場合、影響範囲が大きかったり影響が不可逆的である場合もカテゴリ A に分類される。影響は、物理的工事が行われるサイトや施設の領域を超えた範囲に及びうる。カテゴリ A には、原則として、影響を及ぼしやすいセクターのプロジェクト、影響を及ぼしやすい特性を持つプロジェクト及び影響を受けやすい地域あるいはその

近傍に立地するプロジェクトが含まれる。影響を及ぼしやすいセクター・特性や影響を受けやすい地域の例示一覧を別紙 3 に示す。

3. カテゴリ B：環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリ A に比して小さいと考えられる協力事業はカテゴリ B に分類される。一般的に、影響はサイトそのものにしか及ばず、不可逆的影響は少なく、通常の方策で対応できると考えられる。
4. カテゴリ C：環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられる協力事業。
5. カテゴリ FI：JICA の融資等が、金融仲介者等に対して行われ、JICA の融資承諾後に、金融仲介者等が具体的なサブプロジェクトの選定や審査を実質的に行い、JICA の融資承諾(或いはプロジェクト審査)前にサブプロジェクトが特定できない場合であり、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境や社会への影響を持つことが想定される場合、カテゴリ FI に分類される。
6. スクリーニングの後でも、協力事業の進捗に伴い配慮すべき環境社会影響が新たに判明した場合など、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。
7. マスタープランは、協力事業の初期段階ではプロジェクトが明確でない場合が多いが、その場合でもプロジェクトを想定してカテゴリ分類を行う。その際に、派生的・二次的な影響や累積的影響を考慮に入れる。また、複数の代替案を検討する場合は、それら代替案のなかで最も重大な環境社会影響の可能性を持つ代替案のカテゴリ分類に拠るものとする。調査の進捗に伴いプロジェクトが明確になった以降は、必要に応じてカテゴリ分類を見直すものとする。
8. JICA は、相手国等に別紙 4 のスクリーニング様式の記入を求め、その情報をカテゴリ分類の際の参考にする。

### 2.3 環境社会配慮の項目

1. 環境社会配慮の項目は、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、気候変動、生物多様性、生態系サービス等を通じた、人間の健康と安全及び自然環境(越境または地球規模の環境影響を含む)並びに以下に列挙するような事項への環境社会影響を含む。非自発的住民移転、人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS 等の感染症、労働環境(労働安全を含む)。なお、個別プロジェクトの検討においてはスコーピングにより必要な項目に絞り込む。
2. 調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響、不可分一体の事業の影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮する。
3. 環境や社会に対する影響を事前に把握するには関連する様々な情報が必要であるが、影響のメカニズムが十分に明らかになっていないこと、利用でき

る情報が限られていること等の理由から、影響予測を行うことには一定の不確実性が伴う場合がある。不確実性が大きいと判断される場合には、可能な限り予防的な措置を組み込んだ環境社会配慮を検討する。

#### 2.4 現地ステークホルダーとの協議

1. より現場に即した環境社会配慮の実施及び適切な合意形成に資するため、合理的な範囲内でできるだけ幅広く、別紙5に沿って現地ステークホルダーとの協議を相手国等が主体的に行うことを原則とし、必要に応じ、JICAは協力事業によって相手国等を支援する。
2. JICAは、協力事業の初期段階において、現地ステークホルダーとの協議を行うための枠組みについて、相手国等と協議し合意する。
3. JICAは、意味ある協議とするために、プロジェクトの影響を直接受けると想定される住民に対して特に留意しつつ協議を行う旨を、事前の広報により周知するよう相手国等に働きかける。
4. JICAは、カテゴリAについては、開発ニーズの把握、環境社会面での問題の所在の把握及び代替案の検討について早い段階から相手国等が現地ステークホルダーとの協議を行うよう働きかけるとともに、必要な支援を行う。
5. JICAは、カテゴリBについても、必要に応じ、現地ステークホルダーとの協議を行うよう相手国等に働きかける。
6. 現地ステークホルダーとの協議を行った場合は協議記録を作成するよう、JICAは相手国等に働きかける。

#### 2.5 社会環境と人権への配慮

1. 環境社会配慮の実現は、相手国の社会的・制度的条件及び協力事業が実施される地域の実情に影響を受ける。JICAは、環境社会配慮への支援・確認を行う際には、こうした条件を十分に考慮する。特に、紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的自由や法的救済を受ける権利が制限されている地域における協力事業では、相手国政府の理解を得た上で情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際に特別な配慮が求められる。
2. JICAは、協力事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準を尊重する。この際、女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障害者、難民・国内避難民、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権については、特に配慮する。人権に関する国別報告書や関連機関の情報を幅広く入手するとともに協力事業の情報公開を行い人権の状況を把握し、意思決定に反映する。
3. JICAは、相手国等が、プロジェクトの形成・実施にあたり雇用する保安要員やその他の安全確保のための要員を用いる場合には、予防と自己防衛目的を除き警備能力の行使を行わないことを確認する。

#### 2.6 参照する法令と基準

1. JICAは、プロジェクトが環境社会配慮上の要件を満たしているかを原則として以下2、3及び4に沿って確認する。

2. JICA は、相手国政府(地方政府を含む)が定めた環境や社会に関する法令や基準等を相手国等が遵守しているか、また、環境や社会に関する政策や計画に沿ったものであるかを確認する。
3. JICA は、プロジェクトの環境社会配慮が世界銀行の環境社会ポリシーと大きな乖離がないことを確認する。また、適切と認める場合には、他の国際金融機関が定めた基準、その他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている国際基準・条約・宣言等の基準又はグッドプラクティス等をベンチマークとして参照する。環境社会配慮のあり方がそれらの基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合には、より適切な環境社会配慮を行うよう、相手国等に対話を通じて働きかけを行い、その背景、理由等を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認する。
4. JICA は、プロジェクトをとりまくガバナンスが適切な環境社会配慮がなされる上で重要であることに留意する。
5. JICA は、情報公開に関し、相手国政府と日本政府の関連する法律を踏まえる。

## 2.7 環境社会配慮助言委員会による助言

1. 環境社会配慮助言委員会は、カテゴリ A 案件及びカテゴリ B 案件のうち必要な案件について、協力準備調査においては環境社会配慮面の助言を行い、環境レビュー段階及びモニタリング段階では報告を受け、必要に応じて助言を行う。また、開発計画調査型技術協力においては、本格調査段階において環境社会配慮面の助言を行う。なお、事業の特性等を勘案し必要に応じて臨時委員の参画を求める。
2. 環境社会配慮助言委員会の議論は公開される。議事録は発言順に発言者名を記したものを作成し公表する。
3. 協力事業において技術的支援を受けるために設置される委員会は、個々の協力事業の環境社会配慮については、環境社会配慮助言委員会の助言を得なければならない。

## 2.8 JICA の意思決定

### 2.8.1 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト

1. JICA は、環境レビューの結果を合意文書締結の意思決定に反映する。なお、環境レビューの結果、適切な環境社会配慮が確保されないと判断した場合は、適切な環境社会配慮がなされるよう相手国等に働きかける。適切な環境社会配慮がなされない場合には、JICA は有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクトを実施しない。
2. 「環境社会配慮が確保されないと判断する場合」として想定されるものとしては、例えば、プロジェクトを実施しない案も含めて代替案の比較検討を行ってもプロジェクトの妥当性が明らかに認められない場合、事業化されれば緩和策を講じたとしても深刻な環境社会影響が予測される場合、深刻な環境社会影響が懸念されるにもかかわらず影響を受ける住民や関係する市民社会組織の関与がほとんどなく今後も関与する見込みがない場合、事業が行わ

れる地域の社会的・制度的な条件を勘案すれば環境社会影響の回避や緩和策の実施に困難が予想される場合などが考えられる。

3. JICA は、相手国等が環境社会配慮を確実に実施するために必要と考える場合、合意文書を通じ、以下の内容を確保するよう最大限努力する。
  - ・ 相手国等は、環境社会配慮に係る対策やモニタリングについて JICA へ報告すること。なお、予見せざる原因等により、環境社会配慮上の要件が達成できないおそれがある場合は、その旨 JICA に報告すること。
  - ・ 相手国等は、環境社会配慮に関する問題が生じた場合には、相手国等と当該プロジェクトに関わる現地ステークホルダーとの間での協議が行われるよう努力すること。
  - ・ 相手国等が、本ガイドラインに基づき JICA が要求する事項を満たしていないことが明らかになった場合、あるいは、環境レビューに際して相手国等より正しい情報が提供されなかったことにより環境や社会に望ましくない影響が及ぶことが合意文書締結後に明らかになった場合に、JICA は、合意文書に基づき、有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクトの変更(停止及び期限前償還を含む)を求めることがあること。

#### 2.8.2 開発計画調査型技術協力

1. JICA は、要請検討時に、プロジェクトの環境社会配慮について確認し、その結果を踏まえ外務省に提言を行う。
2. JICA は、外務省が採択した案件について、当初想定していなかった不適切な点が判明した場合、適切な環境社会配慮が確保されるよう、必要な措置を盛り込む。
3. このような対応を行っても、プロジェクトについて環境社会配慮が確保されないと判断する場合は(その場合とは 2.8.1 の 2 と同じ)、JICA は、協力事業の中止を外務省に提言する。

#### 2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保

JICA は、本ガイドラインに示された方針や手続きを適切に実施し、本ガイドラインの遵守を確保する。JICA は本ガイドラインの遵守を確保する一環として、異議申立手続要綱により、事業担当部局から独立した組織により本ガイドラインの不遵守に関する異議申立への対応を行う。

#### 2.10 ガイドラインの適用と見直し

1. 本ガイドラインは、2022 年 1 月 4 日に公布、2022 年 4 月 1 日より施行し、施行日以降、要請を受けたプロジェクトに適用する。  
2022 年 3 月 31 日以前に要請を受けたプロジェクトについては、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010 年 4 月)」を適用する。  
ただし、2022 年 3 月 31 日以前に相手国等との間でその実施につき合意した協力準備調査と同調査に基づく協力事業については、要請時期にかかわらず、本ガイドライン(2022 年 1 月)を適用せず、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010 年 4 月)」を適用する。
2. 本ガイドラインの運用実態について確認を行い、関係者の意見を聞きつつ 5 年以内に運用面の見直しを行う。また、本ガイドライン施行後 10 年以内に

レビュー結果に基づき包括的な検討を行う。それらの結果、必要に応じて改正を行う。改正にあたっては、日本国政府、開発途上国政府、開発途上国の NGO、日本の NGO や企業、専門家等の意見を聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで行う。

3. 本ガイドラインの運用上の課題や手法を調査研究し、本ガイドラインの改正に反映させる。

### Ⅲ.環境社会配慮の手続き

#### 3.1 協力準備調査

##### 3.1.1 協力プログラム形成

1. JICA は、環境社会面を検討するために、情報の収集、必要に応じて相手国等との協議、現地踏査を行う。
2. セクターや地域の協力プログラム形成にあたっては、戦略的環境アセスメントを適用し、重大な環境社会影響の回避と最小化に努める。
3. JICA は協力準備調査の最終報告書を完成後速やかにウェブサイトで公開する。

##### 3.1.2 プロジェクト形成(有償資金協力、無償資金協力(国際機関経由のものを除く)、技術協力プロジェクト)

(調査実施決定から TOR 作成まで)

1. JICA は、事業概要と立地環境を踏まえてプロジェクトのカテゴリ分類を行う。カテゴリ C のプロジェクトについては、この段階で環境社会配慮の作業を終了する。
2. 協力準備調査の実施決定前に、プロジェクトのカテゴリ分類結果(プロジェクト名、国名、場所、事業概要、カテゴリ分類とその根拠)をウェブサイトで情報公開する。
3. JICA は、協力準備調査の実施に先立ち、カテゴリ A プロジェクトについては必ず、カテゴリ B プロジェクトについては必要に応じて、現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の収集を行い、その結果を TOR に反映させる。また、関連の環境社会配慮文書が存在する場合、調査に先立ちその内容について必要な確認を行う。

(フィージビリティ調査の実施)

4. 事業段階より上位の調査(マスタープラン調査)を含む場合には、戦略的環境アセスメントを適用する。スコーピングや代替案の検討の際に、カテゴリ A プロジェクトについては必ず、カテゴリ B プロジェクトについては必要に応じて、情報公開した上で相手国等がステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダーとの協議を行い、環境社会影響の回避と最小化に努めるよう支援する。
5. JICA は、カテゴリ A と B のプロジェクトについては、十分な調査期間を確保し、調査団に環境社会配慮に必要な団員を参加させ、関連情報の収集と現地調査を行い、相手国等と協議を行い、スコーピング案を作成する。
6. 相手国等は、カテゴリ A プロジェクトについては必ず、カテゴリ B プロジェクトについては必要に応じて、スコーピング案(プロジェクト名、国名、場所、事業概要、カテゴリ分類とその根拠、代替案、影響項目とその内容)を情報公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダーとの協議を行う。JICA は、それを支援し、協議の結果を環境社会配慮調査に反映させる。協議の内容については、協力事業のニーズの把握や代替案の検

討(プロジェクトを実施しない案を含む)についても広く含める。

7. JICA は TOR に従い、カテゴリ A プロジェクトについては EIA レベルで、カテゴリ B プロジェクトについては IEE レベルで、マスタープラン調査の場合は IEE レベルで、環境社会配慮調査を行い、影響緩和策(回避・最小化・軽減・緩和・代償含む)、モニタリング及び環境社会配慮実施体制の案を作成する。
8. 相手国等は、必要に応じて、環境社会配慮の概要検討時に、情報公開した上で、現地ステークホルダーとの協議を行う。JICA は、それを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。
9. 相手国等は、カテゴリ A プロジェクトについては必ず、カテゴリ B プロジェクトについては必要に応じて、報告書案を情報公開した上で現地ステークホルダーとの協議を行う。JICA は、それを支援し、協議の結果を最終報告書に反映させる。
10. JICA は最終報告書を完成後速やかにウェブサイトで公開する。
11. 技術協力プロジェクトにおいて協力準備調査を行わず詳細計画策定調査を行う場合は、上述の協力準備調査の手続きに倣う。
12. 補完型調査の場合は、パラ 1 とパラ 2 の手続きを行った後、その内容に応じてパラ 5 からパラ 10 のうち必要な手続きを行う。

## 3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト

### 3.2.1 環境レビュー

1. JICA はカテゴリ分類に従って環境レビューを行う。環境レビューに当たってはセクター別の環境チェックリストを適切に活用する。
2. JICA が協力準備調査を行わない場合は、要請受領後速やかにプロジェクトのカテゴリ分類を行いその結果をウェブサイトで情報公開し、環境レビュー前には、より詳しい情報に基づくカテゴリ分類結果をウェブサイトで情報公開する。
3. JICA は、協力準備調査を実施したプロジェクト(協力準備調査を実施せずに詳細計画策定調査を実施した場合も同じ)については、カテゴリ A プロジェクトについては必ず、カテゴリ B プロジェクトについては必要に応じて、環境レビュー前に、最終報告書もしくはそれに相当する文書(いずれも、入札関連情報を除く)についてウェブサイトで公開する。
4. 環境社会影響が新たに判明した場合など、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。

#### (1)カテゴリ A プロジェクト

1. カテゴリ A プロジェクトについては、相手国等からプロジェクトに関する環境アセスメント報告書(別紙 2)が提出されなければならない。大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には住民移転計画が、先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合には先住民族計画が提出されなければならない。
2. JICA は、相手国等が提出する環境社会配慮に関する主要な文書(環境許認可

証明書を含む)の入手状況をウェブサイトに掲載するとともに、1) 相手国政府の承認担当省庁の承認を得た、もしくは相手国政府の承認担当省庁へ提出された環境アセスメント報告書、2)大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には住民移転計画、3)先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合には先住民族計画を環境レビューに先立ち情報公開する。また、相手国政府の承認を得た、もしくは相手国政府の承認担当省庁へ提出された環境アセスメント報告書を、合意文書締結の 120 日以前に公開する。ただし、有償資金協力のうち海外投融資については合意文書締結の 60 日以前の公開で可とする。公開された環境アセスメント報告書が相手国政府の承認担当省庁による承認前の場合には、承認された報告書が JICA に提出され次第、これを速やかに追加公開する。併せて、環境許認可証明書は JICA に提出され次第速やかに情報公開を行う。相手国等の了解を前提に主要な文書の翻訳版を公開する。

3. JICA は、相手国等から提出された環境アセスメント報告書等を用いて環境レビューを行う。プロジェクトがもたらす可能性のある正及び負の環境社会影響について確認する。負の影響については、これを回避し、最小化し、軽減し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価すると共に、さらに環境改善を図るための方策があれば当該方策も含めた評価を行う。情報公開と現地ステークホルダーとの協議結果を確認する。
4. 合意文書締結後に環境レビュー結果をウェブサイトで情報公開する。

#### (2)カテゴリ B プロジェクト

1. 環境レビューの範囲は、プロジェクト毎に異なり得るが、カテゴリ A より狭い。相手国等から提供された情報等を用いて環境レビューを行う。プロジェクトがもたらす可能性のある正及び負の環境社会影響について、負の影響を回避し、最小化し、軽減し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価すると共に、さらに環境改善を図るための方策があれば当該方策も含めた評価を行う。環境アセスメント手続きがなされていた場合は、環境アセスメント報告書を参照することもあるが、必須ではない。
2. 1)環境アセスメント報告書と環境許認可証明書、2)住民移転計画、3)先住民族計画の提出があった場合は情報公開を行う。
3. 合意文書締結後に環境レビュー結果をウェブサイトで情報公開する。

#### (3)カテゴリ C プロジェクト

1. カテゴリ分類以降の環境レビューは省略される。

#### (4)カテゴリ FI プロジェクト

1. JICA は、金融仲介者等を通じ、プロジェクトにおいて本ガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう確認する。また、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力を確認の上、必要に応じて実施能力強化のための適切な措置が取られることを求める。
2. 金融仲介者等は、サブプロジェクトが環境や社会にもたらす可能性のある正

及び負の影響を確認し、負の影響については、これを回避し、最小化し、軽減し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価すると共に、さらに環境改善を図るための方策があれば当該方策も含めた評価を行うことを原則とする。

3. サブプロジェクトにカテゴリ A に分類されるものが含まれることが見込まれる場合、JICA は、原則として、カテゴリ A のサブプロジェクトについて、その実施に先立ち、カテゴリ A で求められているものと同様の環境レビュー及び情報公開を行う。サブプロジェクトがカテゴリ B に分類される場合、JICA は、本ガイドラインと同等の環境社会配慮の実施を金融仲介者等に求める。サブプロジェクトがカテゴリ C に分類される場合、カテゴリ分類以降の環境レビューは省略される。
4. 合意文書締結後に環境レビュー結果をウェブサイトで情報公開する。

#### (5)エンジニアリング・サービス借款

1. 調査・設計等エンジニアリング・サービスのみを対象とする円借款(エンジニアリング・サービス借款)の供与に先立ち、対象となるプロジェクトのカテゴリ分類に応じて環境レビューを実施する。
2. ただし、当該エンジニアリング・サービス借款の中で又は並行して、必要な環境社会配慮調査を実施する場合には、プロジェクト本体に対する円借款の供与にかかる環境レビューにおいて、環境社会配慮上の要件を満たすことを確認することを可とする。
3. 前項にかかわらず、エンジニアリング・サービス借款供与期間中にプロジェクト本体に先行する物理的準備作業において環境社会影響が予見される場合には、当該影響をエンジニアリング・サービス借款の供与に先立つ環境レビュー時に確認することとする。また、エンジニアリング・サービス借款期間中に予見されない環境社会影響が顕在化した場合には、当該影響に関し次項 3.2.2 の 6 と同等の対応を行う。

#### 3.2.2 モニタリング及びモニタリング結果の確認

1. 相手国等が環境社会配慮を確実に実施しているか確認するために、JICA は原則として、カテゴリ A、B 及び FI のプロジェクトについては、一定期間、相手国等によるモニタリングの内重要な環境社会影響項目につき、相手国等を通じ、そのモニタリング結果を確認する。
2. モニタリング結果の確認に必要な情報は、書面等の適切な方法により、相手国等より報告される必要がある。また、必要に応じ、JICA が自ら調査を実施することがある。
3. 第三者等から、環境社会配慮が十分ではないなどの具体的な指摘があった場合には、その指摘を相手国等に伝達するとともに、必要に応じ、相手国等による適切な対応を促す。相手国等が対応するに当たっては、透明で説明責任を確保するプロセスにより、具体的な指摘事項の精査、対応策の検討、プロジェクト計画への反映がなされることを JICA は確認する。
4. また、必要に応じ、JICA が環境社会配慮の実施状況等について確認するた

め、JICA は相手国等に対し、JICA が調査を行うことに対する協力を求めることがある。

5. JICA は、環境社会配慮に関し事態の改善が必要であると JICA が判断した場合には、予め締結された合意文書に基づき、相手国等に対し、適切な対応を要求することがある。また、必要に応じ、JICA が自ら支援を実施することがある。さらに、合意文書に基づき、JICA の要求に対する相手国等の対応が不適當な場合には、貸付実行の停止等の JICA 側の措置を検討することがある。
6. プロジェクトに重大な変更が生じた場合、改めてカテゴリ分類を行い 3.2.1 に従って環境レビューを行う。変更の概要と変更後のカテゴリ分類を公開し、主要な環境社会配慮文書を入手後速やかに公開する。
7. JICA は、相手国等によるモニタリング結果について、相手国等の了解の上でウェブサイトで公開する。また、第三者等から請求があった場合は、相手国等の了解を前提に公開する。
8. JICA が自ら詳細設計調査を実施する場合、その実施に先立ち、対象となるプロジェクトに関する環境レビューを実施する。必要に応じて、更新された住民移転計画を JICA は確認する。最終報告書をウェブサイトで公開する。

### 3.3 開発計画調査型技術協力

#### 3.3.1 要請確認段階

1. 外務省に要請された案件について、JICA は、事業概要、立地環境等に関する情報を確認し、事業特性及び地域特性を踏まえ 1 回目のスクリーニングによるカテゴリ分類を行った上で、要請された案件の採択に関して環境社会配慮の観点から外務省に提言を行う。
2. JICA は、カテゴリ A に分類された要請案件については、提言の作成に先立って事業実施国、実施地域、事業概要の 3 点をウェブサイトで一定期間、情報公開し、環境社会配慮の観点から外部の情報や意見を収集して提言に反映する。カテゴリ C に分類された要請案件については、環境社会配慮の手続きを終了する。
3. カテゴリ分類に必要な情報が不足する場合は、在外公館や JICA 事務所等を通じて、相手国等に照会する。また、照会のみでは情報が不十分と判断される場合は、JICA は調査団等を派遣し、関係者との協議や現地踏査等を通じて環境社会配慮に関する情報を収集するとともに、速やかにその調査結果報告書の情報公開を行う。
4. 外務省が国際約束を締結した段階で、JICA は、協力事業の名称、国名、場所、概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠をウェブサイトで情報公開する。また、カテゴリ A とカテゴリ B の協力事業については、JICA が外務省に提言した内容をウェブサイトで情報公開する。

#### 3.3.2 詳細計画策定調査段階(マスタープラン調査とフィージビリティ調査共通)

1. JICA は、1 回目のスクリーニング結果等に基づき詳細計画策定調査を行う。この際、十分な調査期間を確保し、カテゴリ A 及び B の調査については必

- ず、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣し、現地踏査を行う。
2. JICA は、要請書に記載のあった環境社会配慮関連の事項及び要請確認段階で収集した環境社会に関する情報について確認を行うとともに、関連情報の収集、現地踏査、相手国等との協議を行う。収集した情報及び相手国等との協議結果に基づき、2 回目のスクリーニングによるカテゴリ分類を行い、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。
  3. JICA は、カテゴリ分類に基づき予備的なスコーピングを行い、その結果に基づく環境社会配慮調査の Terms of Reference(TOR)案を作成する。JICA は、カテゴリ A の調査については、現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の聞き取りを行い、その結果を TOR 案に反映させる。
  4. JICA は、環境社会配慮に関して相手国等と協議を行って、具体的な作業分担、連携、調整等の方法をまとめる。
  5. JICA は、TOR 案及び環境社会配慮の実施体制についての相手国等との協議を踏まえ、合意文書案を作成する。また、環境社会配慮調査の結果が、プロジェクトの計画決定に適切に反映されることについて相手国等の基本的な合意を得る。
  6. JICA は、相手国等と合意できた場合、TOR 案を含む合意文書に署名する。なお、合意できない場合には、署名を行わずに保留案件とする。この際、JICA として協力を実施すべきでないとは判断した場合には、外務省に対して協力の中止を提言する。
  7. JICA は、署名後速やかに、合意文書と環境社会配慮に関連する情報をウェブサイトで公開する。

### 3.3.3 本格調査段階(マスタープラン調査)

1. JICA は、カテゴリ A 又は B の調査については、十分な調査期間を確保し、調査団に環境社会配慮に必要な調査団員を参加させる。
2. JICA は、事前調査より広い範囲で、関連する情報の収集、現地踏査を行い、相手国等と協議を行い、スコーピング案を作成する。
3. カテゴリ A の調査については、スコーピング案を情報公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議が行われ、JICA は、その結果を環境社会配慮調査に反映させる。協議の内容については、プロジェクトのニーズの把握や代替案の検討についても広く含める。カテゴリ B についても必要に応じて、スコーピング案を情報公開した上で、現地ステークホルダーとの協議が行われる。
4. TOR は、ニーズの把握、影響項目、調査方法、代替案の検討、スケジュール等を含むものとする。戦略的環境アセスメントを適用する。
5. JICA は、TOR に従い、IEE レベルで、プロジェクトを実施しない案を含む代替案の検討を含んだ環境社会配慮調査を相手国等と共同で行い、その結果を適宜、調査の過程で作成する各種レポートに反映する。
6. カテゴリ A の調査については、環境社会配慮の概要検討時に、情報公開と現地ステークホルダーとの協議を必要に応じて行い、JICA は、その結果を反映させる。

7. JICA は、上記を踏まえ、環境社会配慮調査結果を反映した報告書案を作成し、相手国等に説明しコメントを得る。カテゴリ A の調査については、同案を情報公開した上で、現地ステークホルダーと協議が行われ、その結果を最終報告書に反映させる。カテゴリ B についても必要に応じて、情報公開した上で現地ステークホルダーとの協議が行われる。
8. JICA は、調査結果を反映した最終報告書を作成し、本ガイドラインを満たすことを確認した上で相手国等に提出する。
9. JICA は、最終報告書を完成後速やかに、ウェブサイトで情報公開する。

#### 3.3.4 本格調査段階(フィービリティ調査)

1. JICA は、十分な調査期間を確保し、調査団に環境社会配慮に必要な調査団員を参加させる。
2. JICA は、事前調査より広い範囲で、関連する情報の収集、現地踏査を行い、相手国等と協議を行い、スコーピング案を作成する。
3. カテゴリ A のプロジェクトについては必ず、カテゴリ B のプロジェクトについては必要に応じて、スコーピング案を情報公開した上でステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議が行われ、JICA は、その結果を環境社会配慮調査に反映させる。協議の内容については、協力事業のニーズの把握や代替案の検討についても広く含める。
4. TOR は、ニーズの把握、影響項目、調査方法、代替案の検討、スケジュール等を含むものとする。
5. JICA は、TOR に従い、カテゴリ A プロジェクトについては EIA レベルで、カテゴリ B プロジェクトについては IEE レベルで環境社会配慮調査を相手国等と共同で行い、環境社会影響を回避、最小化、軽減、緩和するための対策(影響回避が出来ない場合の補償・代償措置を含む)やモニタリング及び制度の整備を検討する。また、事業を実施しない案を含む代替案の検討を行う。環境社会配慮調査の結果は、適宜調査の過程で作成する各種レポートに反映する。
6. 環境社会配慮の概要検討時に、情報公開と現地ステークホルダーとの協議を必要に応じて行い、JICA は、その結果を反映させる。
7. JICA は、環境社会配慮調査の結果を反映した報告書案を作成し、相手国等に説明しコメントを得る。カテゴリ A のプロジェクトについては必ず、カテゴリ B のプロジェクトについては必要に応じて、同案を情報公開した上で、現地ステークホルダーと協議が行われ、その結果を最終報告書に反映させる。
8. JICA は、最終報告書を作成し、本ガイドラインを満たすことを確認した上で相手国等に提出する。
9. JICA は、最終報告書を完成後速やかに、ウェブサイトで情報公開する。

#### 3.3.5 フォローアップ

1. JICA は、環境社会配慮調査の結果や提言が、プロジェクトの環境アセスメント報告書、住民移転計画、先住民族計画、影響緩和策などに反映されていることを適宜確認し、その結果をウェブサイトで公開する。

2. 開発計画調査型技術協力の終了後予期せぬ環境社会影響が生じたなどの指摘がなされた場合は、JICA は必要な場合は現地調査を実施するなどして、問題を把握し関係機関に提言を行い、提言内容を公開する。

## 別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮

以下に示す考え方にに基づき、プロジェクトの性質に応じた適切な環境社会配慮が行われていることを原則とする。

### 1. 基本的事項

- (1) プロジェクトを実施するに当たっては、その計画段階で、プロジェクトがもたらす環境や社会への影響について、できる限り早期から、調査・検討を行い、これを可能な限り回避し、これが可能でない場合に最小化、軽減、緩和するような代替案や緩和策を検討し、その結果をプロジェクト計画に反映しなければならない。
- (2) このような検討は、環境社会関連の費用・便益のできるだけ定量的な評価に努めるとともに、定性的な評価も加えた形で、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られなければならない。
- (3) このような環境社会配慮の検討の結果は、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは他の文書の一部として表されていなければならない。特に影響が大きいと思われるプロジェクトについては、環境アセスメント報告書が作成されなければならない。
- (4) 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについては、説明責任を向上させるため、必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置し、その意見を求める。

### 2. 対策の検討

- (1) プロジェクトによる望ましくない影響を回避し、最小限に抑え、環境社会配慮上よりよい案を選択するため、複数の代替案が検討されていなければならない。対策の検討にあたっては、まず、ミティゲーション・ヒエラルキーに沿って影響の回避を優先的に検討し、これが可能でない場合には影響の最小化、軽減、次に緩和措置を検討することとする。代償措置は、回避措置や最小化、軽減、緩和措置をとってもなお重大な影響が残る場合に限り検討が行われるものとする。
- (2) 環境管理計画、モニタリング計画など適切な対策の計画や体制、そのための費用及びその調達方法が計画されていなければならない。特に影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、詳細な環境管理のための計画が作成されていなければならない。

### 3. 検討する影響スコープ

- (1) 環境社会配慮に関して調査・検討すべき影響の範囲には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、気候変動、生物多様性、生態系サービス等を通じた、人間の健康と安全及び自然環境(越境の又は地球規模の環境影響を含む)並びに以下に列挙するような事項への社会配慮を含む。非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、

貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS等の感染症、労働環境(労働安全含む)。

- (2) 調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響、不可分一体の事業の影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮することが望ましい。

#### 4. 法令、基準、計画等との整合性

- (1) プロジェクトは、相手国政府(地方政府を含む)が定めている環境社会配慮に関する法令、基準を遵守しなければならない。また、相手国政府が定めた環境社会配慮の政策、計画等に沿ったものでなければならない。
- (2) プロジェクトは、相手国政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の保護の増進や回復を主たる目的とする場合を除き、原則として、当該指定地域の外で実施されねばならない。また、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない。

#### 5. 社会的合意

- (1) プロジェクトは、それが計画されている国、地域において社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。特に、環境や社会に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である。
- (2) 女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障害者、難民・国内避難民、マイノリティなど社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がなされていなければならない。

#### 6. 気候変動

- (1) 一定量を超える温室効果ガスの発生が見込まれる事業では、事業実施前に温室効果ガス総排出量を推計し公表する。

#### 7. 生物多様性

- (1) プロジェクトは、重要な生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない。
- (2) 森林の違法伐採は回避しなければならない。違法伐採回避を確実にするために、プロジェクト実施主体者による、規制当局からの伐採許可の取得とともに、林業関連プロジェクトにおいては森林認証の取得が奨励される。

## 8. 非自発的住民移転および生計手段の喪失

- (1) 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めねばならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。
- (2) 非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては、相手国等により、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。補償は事前に、可能な限り再取得価格に基づき、行われなければならない。相手国等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による(土地や資産の損失に対する)損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる。
- (3) 補償基準は公開され、一貫して適用される。影響を受ける者がその内容を認識している必要がある。また、原則として、合意される補償内容は、文書で対象者に説明され、いつでも本人がその内容を確認できるものとする。
- (4) 非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティの適切な参加が促進されていなければならない。
- (5) 大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、住民移転計画が移転及び補償や支援の提供前に、作成、公開されていなければならない。住民移転計画の作成に当たり、事前に十分な情報が公開された上で、これに基づく影響を受ける人々やコミュニティとの協議が行われていなければならない。協議に際しては、影響を受ける人々が理解できる言語と様式による説明が行われていなければならない。住民移転計画には、世界銀行の環境社会ポリシーの ESS5 に規定される内容が含まれることが望ましい。

## 9. 先住民族

- (1) プロジェクトが先住民族に及ぼす影響は、あらゆる方法を検討して回避に努めねばならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補填するために、実効性ある先住民族のための対策が講じられなければならない。
- (2) プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に関する国際的な宣言や条約(先住民族の権利に関する国際連合宣言を含む)の考え方に沿って、土地及び資源に関する先住民族の諸権利が尊重されるとともに、当該先住民族に対し十分な情報が提供された上で、自由な事前の合意が得られるよう努めなければならない。
- (3) 先住民族のための対策は、プロジェクトが実施される国の関連法令等を踏まえつつ、先住民族計画(他の環境社会配慮に関する文書の一部の場合もある)として、作成、公開されていなければならない。先住民族計画の作成に当たり、事前に十分な情報が提供された上で、自由な事前の合意が得られるよう努めなければならない。協議に際しては、当該先住民族が理解できる言語と

様式による説明が行われるものとする。先住民族計画には、世界銀行の環境社会ポリシーの ESS7 に規定される内容が含まれることが望ましい。

#### 10. モニタリング

- (1) プロジェクトの実施期間中において、予測が困難であった事態の有無や、事前に計画された緩和策の実施状況及び効果等を把握し、その結果に基づき適切な対策をとらなければならない。
- (2) 効果を把握しつつ緩和策を実施すべきプロジェクト等、十分なモニタリングが適切な環境社会配慮に不可欠であると考えられる場合は、プロジェクト計画にモニタリング計画が含まれていること、及びその計画の実行可能性を確保しなければならない。
- (3) モニタリング結果を、当該プロジェクトに関わる現地ステークホルダーに公表するよう努めなければならない。
- (4) 第三者等から、環境社会配慮が十分でない等の具体的な指摘があった場合には、当該プロジェクトに関わるステークホルダーが参加して対策を協議・検討するための場が十分な情報公開のもとに設けられ、問題解決に向けた手順が合意されるよう努めなければならない。

#### 11. 苦情処理

- (1) 環境社会影響を受ける人々やコミュニティからの苦情に対する処理メカニズムが整備されていなければならない。
- (2) 苦情処理メカニズムは、影響を受ける人々やコミュニティが容易にアクセス可能である必要がある。相手国等は現地ステークホルダーとの協議等を通じて、苦情処理メカニズムを周知する。苦情を申し立てることで、影響を受ける人々やコミュニティが不利益を被ることがあってはならない。
- (3) 受け付けた苦情は迅速に、影響を受ける人々やコミュニティの懸念や要望に配慮して対応されるよう努めなければならない。

## 別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書

1. カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書(相手国政府承認担当省庁の承認を得たもの、あるいは承認担当省庁へ提出されたもの)は以下の項目が満たされていることを原則とする。
  - (1) 相手国に環境アセスメントの手續制度があり、当該プロジェクトがその対象となる場合、その手續を正式に終了し、承認担当省庁の承認を得なければならない。
  - (2) 環境アセスメント報告書(制度によっては異なる名称の場合もある)は、相手国で公用語または広く使用されている言語で書かれていなければならない。また、説明に際しては、地域の人々が理解できる様式による書面が作成されなければならない。
  - (3) 環境アセスメント報告書は、地域住民等も含め、相手国において公開されており、地域住民等のステークホルダーがいつでも閲覧可能であり、また、コピーの取得が認められていることが要求される。
  - (4) 環境アセスメント報告書の作成に当たり、事前に十分な情報が公開されたうえで、地域住民等のステークホルダーと協議が行われ、協議記録等が作成されていなければならない。
  - (5) 地域住民等のステークホルダーとの協議は、プロジェクトの準備期間・実施期間を通じて必要に応じて行われるべきであるが、特に環境アセスメント項目選定時とドラフト作成時には協議が行われていることが望ましい。
  - (6) 環境アセスメント報告書には、以下に示す事項が記述されていることが望ましい。
2. カテゴリ A 案件のための環境アセスメント報告書 (注)

環境アセスメント報告書の範囲及び詳細さのレベルは、そのプロジェクトが与える影響に応じて決まるべきもの。環境アセスメント報告書には以下の項目が含まれるべきである(順不同)。

概要 — 重要な結果と推奨される行動について、簡潔に述べる。

政策的、法的、及び行政的枠組み — 環境アセスメント報告書が実施される際の政策的、法的、及び行政的枠組みを述べる。

案件の記述 — 提出案件、及びその地理的、生態学的、社会的、時間的背景を簡潔に記述する。プロジェクトサイト外で必要となり得る投資(例:専用パイプライン、アクセス道路、発電所、給水設備、住宅、原材料及び製品保管施設等)についての記述も全て含まれる。住民移転計画、先住民族計画、または社会開発計画の必要性を明らかにする。通常、プロジェクトの地域とプロジェクトが与える影響範囲を示す地図を含む。

基本情報 — 調査地域の特性を評価し、関連する物理的、生物学的、また社会経済的条件を記述する。プロジェクトが開始する前から予期されている変化も記述に含む。またプロジェクト地域内での、しかしプロジェクトとは直接関係のない、現在進行中及び提案中の開発行為も考慮に入れる。ここで与えられる情報はプロジェクトの立地、設計、運営、及び緩和策に関する決定に関わるものであるべきである。数値の正確さ、信頼度及び情報源についても、この節に記される。

環境への影響 — プロジェクトが与える正及び負の影響を、可能な範囲で定量的に予測・評価する。緩和策及び緩和不可能な負の環境影響全てを特定する。環境を向上させる機会を探る。入手可能な情報の範囲並びにその質、重要な情報の欠落及び予測値に伴う不確実性を認知、評価する。また、更なる配慮を要しない事項を特定する。

代替案の分析 — プロジェクトの立地、技術、設計、運営についての有効な代替案(「プロジェクトを実施しない」案を含む)を、それぞれの代替案が環境に与える影響、その影響の緩和可能性、初期及び経常経費、地域状況への適合性、及び必要となる制度整備・研修・モニタリングの観点から、系統的に比較する。それぞれの代替案について、環境影響を可能な範囲で定量化し、可能な場合は経済評価を付す。特定のプロジェクト設計案を選択する根拠を明記し、望ましい排出レベル及び汚染防止・削減策の正当性を示す。

環境管理計画(EMP) — 建設・操業期間中に負の影響を除去相殺、削減するための緩和策、モニタリング及び制度の強化を扱う。

協議 — 協議会の記録(協議会の開催時期・場所、参加者、進行方法、及び主要な現地ステークホルダーの意見とこれに対する対応等について記載される)。影響を受ける人々、地元の非政府組織(NGO)、及び規制当局が情報を与えられた上で有する見解を得るために行われた協議の記録も含む。

(注) 世界銀行の環境社会ポリシーの ESS1 を参考に作成。

### 別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター特性、影響を受けやすい地域の例示

ここに掲げているセクター・特性、影響を受けやすい地域は、環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つものの例示であり、個別のプロジェクトをカテゴリ分類する際には、プロジェクトの内容に応じて 2.2 に記載されているカテゴリ A の基準に則って判断されるものである。したがって、ここに例示されたセクター・特性・地域以外であっても環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つものはカテゴリ A に分類される。

#### 1. 影響を及ぼしやすいセクターの例示

以下に示すセクターのうち大規模なもの。

- (1) 鉱山開発(石油・天然ガス開発を含む)
- (2) パイプライン
- (3) 工業開発
- (4) 火力発電(地熱含む)
- (5) 水力発電、ダム、貯水池
- (6) 送変電・配電(大規模非自発的住民移転、大規模森林伐採、海底送電線を伴うもの)
- (7) 河川・砂防
- (8) 道路、鉄道、橋梁
- (9) 空港
- (10) 港湾
- (11) 上水道及び下水・廃水処理(影響を及ぼしやすい構成要素を含むかもしくは影響を受けやすい地域に立地するもの)
- (12) 廃棄物処理・処分
- (13) 農業(大規模な開墾、灌漑を伴うもの)

#### 2. 影響を及ぼしやすい特性の例示

- (1) 大規模非自発的住民移転
- (2) 大規模地下水揚水
- (3) 大規模な埋立、土地造成、開墾
- (4) 大規模な森林伐採

#### 3. 影響を受けやすい地域の例示

以下の地域又はその周辺。

- (1) 国立公園、国指定の保護対象地域(国指定の海岸地域、湿地、少数民族・先住民族のための地域、文化遺産等)
- (2) 国又は地域にとって慎重な配慮が必要と思われる地域

#### <自然環境>

- 1) 原生林、熱帯の自然林
- 2) 生態学的に重要な生息地(珊瑚礁、マングローブ湿地、干潟等)
- 3) 国内法、国際条約等において保護が必要とされる貴重種の生息地
- 4) 大規模な塩類集積或いは土壌侵食の発生する恐れのある地域
- 5) 砂漠化傾向の著しい地域

#### <社会環境>

- 1) 考古学的、歴史的、文化的に固有の価値を有する地域
- 2) 少数民族或いは先住民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活区域、もしくは特別な社会的価値のある地域

## 別紙 4 スクリーニング様式

案件名:

事業実施機関名、事業実施主体名又は投融資先企業名:

記入責任者の名前、所属・役職名、団体名(会社名)、連絡先を記入して下さい。

名前:

所属・役職名:

団体名:

TEL:

FAX:

E-Mail:

記入日:

署名:

### チェック項目

(注)プロジェクトの詳細が未定の場合は、「未定」と記入して下さい。

項目1. プロジェクトサイトの所在地を記入して下さい。

項目2. プロジェクトの規模・内容(概略開発面積、施設面積、生産量、発電量等)について簡単に記入して下さい。

#### 2-1 プロジェクト概要

(プロジェクトの規模、内容)

2-2 どのようにしてプロジェクトの必要性を確認しましたか。プロジェクトは上位計画と整合性がありますか。

YES : 上位計画名を記載してください。

NO

2-3 要請前に代替案を検討しましたか。

YES : 検討した代替案の内容を記載してください。

NO

2-4 要請前に必要性確認のためのステークホルダー協議を実施しましたか。

実施済み  実施していない

実施済の場合は該当するステークホルダーをチェックしてください。

関係省庁

地域住民

- NGO  
 その他( )

上記地域住民の中に、その地域の社会的弱者とされる人びともしくはグループが含まれている (具体的に )  
 その社会的弱者の参加を確保する適切な配慮を行った

項目3. プロジェクトは、新規に開始するものですか、既の実施しているものですか?既の実施しているものの場合、既に行われているプロジェクトは現地住民より強い苦情等を受けたことがありますか。

- 新規  既往(苦情あり)  既往(苦情なし)  その他( )

項目4. プロジェクトに関して、環境アセスメント(EIA、IEE 等)は貴国の制度上必要ですか。必要な場合、実施又は計画されていますか。必要な場合は、必要とされる根拠についても記入してください。

- 必要 ( 実施済  実施中・計画中)  
(必要な理由: )  
 不要  
 その他( )

項目5. 環境アセスメントが既の実施されている場合、環境アセスメントは環境アセスメント制度に基づき審査・承認を受けていますか。既に承認されている場合、承認年月、承認機関について記載してください。

- 承認済み(附帯条件なし)(承認年月: 承認機関: )  
 承認済み(附帯条件あり)(承認年月: 承認機関: )  
 審査中  
 実施中  
 手続きを開始していない  
 その他( )

項目6. 環境アセスメント以外の環境や社会面に関する許認可が必要な場合、その許認可名を記載して下さい。また、当該許認可を取得済みですか。

- 取得済み  取得必要だが未取得  取得不要  その他( )  
(許認可名: )

項目7. プロジェクトサイト内又は周辺域に以下に示す地域がありますか。

- YES  NO

YES の場合、該当するものをマークしてください。

- 国立公園、国指定の保護対象地域(国指定の海岸地域、湿地、少数民族・先住民のための地域、文化遺産等)
- 原生林、熱帯の自然林
- 生態学的に重要な生息地(サンゴ礁、マングローブ湿地、干潟等)
- 国内法、国際条約等において保護が必要とされる貴重種の生息地
- 大規模な塩類集積あるいは土壌浸食の発生する恐れのある地域
- 砂漠化傾向の著しい地域
- 考古学的、歴史的、文化的に固有の価値を有する地域
- 少数民族あるいは先住民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活区域、もしくは特別な社会的価値のある地域

項目8. プロジェクトにおいて以下に示す要素が予定、想定されていますか。

YES  NO

YES の場合、該当するものをマークしてください。

- 大規模非自発的住民移転 (規模:        世帯        人)
- 大規模地下水揚水 (規模:                m<sup>3</sup>/年)
- 大規模埋立、土地造成、開墾 (規模:                ha)
- 大規模森林伐採 (規模:                ha)

項目9. プロジェクトは環境社会に望ましくない影響を及ぼす可能性がありますか。

YES  NO

YES の場合、主要な影響の項目と概要を記載してください。

- 大気汚染
- 水質汚濁
- 土壌汚染
- 廃棄物
- 騒音・振動
- 地盤沈下
- 悪臭
- 地形・地質
- 底質
- 生物多様性・生態系
- 水利用
- 事故
- 気候変動
- 非自発的住民移転

- 雇用や生計手段等の地域経済
  - 土地利用や地域資源利用
  - 社会関係資本や地域の意思決定機関等の社会組織
  - 既存の社会インフラや社会サービス
  - 社会的弱者(先住民族・少数民族)
  - 社会的弱者(貧困層、障害者、難民・避難民、マイノリティなど)
  - 被害と便益の偏在
  - 地域内の利害対立
  - ジェンダー
  - 子どもの権利
  - 文化遺産
  - HIV/AIDS等の感染症
  - その他( )
- 関係する環境社会影響の概要:( )

項目10. (有償資金協力の場合)現時点でプロジェクトを特定できない案件(例:承諾時にプロジェクトを特定できないツーステップローン、セクターローン等)ですか。

YES NO

項目11. 情報公開と現地ステークホルダーとの協議

環境社会配慮が必要な場合、国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに従って情報公開や現地ステークホルダーとの協議を行うことに同意しますか。

YES NO

## 別紙 5 現地ステークホルダーとの協議

以下に示す考え方にに基づき、現地ステークホルダーの意味ある参加を確保するため、現地ステークホルダーとの協議が行われることを原則とする。

### 1. 基本的事項

- (1) 現地ステークホルダーとの協議のプロセスは、以下を含む。
  - ① 現地ステークホルダーの特定と分析
  - ② 現地ステークホルダーとの意味ある協議の方法の計画
  - ③ 情報公開
  - ④ 現地ステークホルダーとの協議とフィードバック(報告含む)
  - ⑤ 苦情の受付と対応
- (2) 環境や社会に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトは、計画段階の早期から環境社会配慮の実施期間中まで、情報を公開したうえで、現地ステークホルダーとの協議を実施する。

### 2. 現地ステークホルダーの特定

- (1) 相手国等は、現地ステークホルダーの特定を行う。
- (2) 影響を受ける地域住民等のうち、個々の置かれた状況や社会的な脆弱性に応じて、プロジェクトの影響・緩和策・便益に関して、異なる懸念や課題を持ち、協議の方法を別途検討する必要がある個人またはグループを特定する。

### 3. 意味ある協議

- (1) 相手国等は、現地ステークホルダーがプロジェクトの影響・緩和策等について意見を表明する機会を提供し、相手国等がそれに対して検討し対応することにより、潜在的な紛争や苦情を回避できるような、意味ある協議を実施する。
- (2) 意味ある協議は双方向であり、相手国等は、事前に十分な時間的余裕を持って情報公開を行う、その際は相手国の公用語又は広く使用されている言語と地域の人々が理解できる様式で行う。
- (3) 現地ステークホルダーとの協議は、意識操作や干渉、強制、差別、脅迫のない、文化的に適切な方法で行う。
- (4) 現地ステークホルダーとの協議は、直接対面で行うことを原則とするが、相手国の現地の状況を踏まえて必ずしも対面である必要はなく、遠隔でのアクセスやソーシャル・ネットワーク・サービス等の技術の適用を含め、意見の表明とそれに対して相手国等が検討し対応できる適切な方法で行う。
- (5) 現地ステークホルダーとの協議を行った場合は参加者の性別等の属性を含む協議記録を作成する。

### 4. 社会的な弱者への配慮

- (1) 相手国等は、現地ステークホルダーの中で、特定の状況に伴い弱い立場に置かれている者を特定する。
- (2) 社会的に弱い立場にある者の参加が確保され、意見が積極的に出され、かつ

出された意見が公平に取り扱われるよう、配慮する。そのために必要な方策を検討し、実施する。

## **5. 重大な変更**

- (1) プロジェクトに重大な変更があり、追加的な影響が生じる場合、相手国等は現地ステークホルダーに対し、追加的な影響と緩和策について情報を提供し、現地ステークホルダーとの協議を行う。

## 別紙6 チェックリストにおける分類チェック項目

チェックリストには、以下の分類・環境項目が含まれる。それぞれのセクター及びプロジェクトの特性を踏まえ、活用すること。

| (分類)          | (チェック項目)  |
|---------------|---|
| 1. 許認可・協議     | ・ 環境アセスメント 及び環境許認可<br>・ 地域住民への説明・協議   |
| 2. 汚染対策       | ・ 大気質(温室効果ガス含む)<br>・ 水質・水利用<br>・ 廃棄物<br>・ 土壌汚染<br>・ 騒音・振動<br>・ 地盤沈下<br>・ 悪臭<br>・ 底質 |
| 3. 自然環境・保護区   | ・ 生態系・生物多様性<br>・ 水象<br>・ 地形・地質<br>・ 跡地管理  |
| 4. 社会環境・住民移転  | ・ 生活・生計<br>・ 文化遺産<br>・ 景観<br>・ 少数民族、先住民族<br>・ 労働環境(労働安全を含む)                         |
| 5. その他・工事中的影響 | ・ 事故防止対策<br>・ モニタリング  |

## 別紙7 モニタリングを行う項目

モニタリングを行う項目は、それぞれのセクター及びプロジェクトの特性を踏まえ、以下に掲げる項目を参照しつつ、必要な項目を判断することとする。その際は国際金融公社(International Finance Corporation)の Environmental, Health, and Safety Guidelines に含まれる国際基準を参考にする。参照する際は、必要に応じて最新の基準を確認すること。

1. 許認可・協議
  - ・ 当局からの指摘事項への対応
2. 汚染対策
  - ・ 大気質
  - ・ 水質・水利用
  - ・ 廃棄物
  - ・ 騒音・振動
  - ・ 悪臭
3. 自然環境
  - ・ 生態系・生物多様性
4. 社会環境
  - ・ 住民移転
  - ・ 生活・生計
5. 苦情
  - ・ 苦情の件数、内容、対応等

(注)大気質・水質・騒音・振動については、排出値か環境値かを特定。また、工事中の影響か操業中の影響かによって、モニターすべき項目が異なることに留意が必要。